

「東京都無電柱化計画」の策定に向けた庁内検討会設置要綱

制定 29 道管安第 129 号

平成 29 年 8 月 30 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、東京都無電柱化推進条例（平成 29 年東京都条例第 58 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「東京都無電柱化計画」を策定するため、「東京都無電柱化計画」策定に向けた庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 庁内検討会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 「東京都無電柱化計画」の案の検討
- (2) その他「東京都無電柱化計画」策定のために必要な事項

(構 成)

第 3 条 庁内検討会は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

2 庁内検討会には座長を置き、建設局道路保全担当部長の職にある者をもって充てる。

(会 議)

第 4 条 座長は、必要に応じて庁内検討会を招集し、会議を主宰する。

2 座長は、必要に応じて外部の意見を聴くことができるものとする。

3 会議は、非公開とする。

4 会議資料及び議事録は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第 5 条 庁内検討会の運営のための事務は、建設局道路管理部安全施設課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 8 月 30 日から施行し、「東京都無電柱化計画」の公表日にその効力を失う。

別表 1

| | | | |
|-------|--------------------|----------------------------|--|
| 政策企画局 | 調整部 | 政策課 | 技術政策担当課長 |
| 都市整備局 | 都市づくり政策部 市街地整備部 | 広域調整課 | 政策調整担当課長 |
| | | 企画課 | 企画課長 |
| | 都営住宅経営部 | 防災都市づくり課 区画整理課 施設整備課 | 防災都市づくり調整担当課長 区画整理課長 施設整備課長 |
| 建設局 | 道路管理部 | 安全施設課 | 道路保全担当部長 【座長】 安全施設課長 調整担当課長 |
| | | 道路建設部 | 計画課 道路橋梁課 |
| 港湾局 | 港湾整備部 | 計画課 | 計画課長 |
| | 臨海開発部 | 開発整備課 | 開発整備課長 |